

鳥取県造林事業費補助金交付要綱

制 定 平成14年8月2日付森保第336号

最終改正 令和8年5月28日付第202600048218号

鳥取県農水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県造林事業実施要綱（平成17年1月27日付第200400001557号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）、鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に定める事業に対する鳥取県造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、実施要綱、実施要領の趣旨に基づき、自然的条件に適応し、かつ、社会的、経済的要請を十分に反映した適正な森林造成を計画的、効果的に推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1-1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第1-1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、県費単独上乗せを行う場合（下刈り支援を除く。）は、上乗せ後の補助率に実施要領に定める査定係数と百分の一を乗じた数値（別表第2に定める標準経費に対する補助率。以下「実質補助率」という。）は、0.9を超えないものとし、実質補助率は、別表第1-2による。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、鳥取県造林事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請等の委任)

第4条 事業主体は、本補助金の交付申請及び受領の事務を第三者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた者は、本補助金を代理受領した場合には、地方事務所長（東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長をいう。以下同じ。）又は森林づくり推進課長（以下「地方事務所長等」という。）が別に示す補助金の内訳に従って受領後速やかに全額を各事業主体へ配付しなければならない。ただし、事業主体の承諾が得られた場合に限り、委任を受けた者が当該事業に要した次の各号のいずれかの経費を本補助金を受領した額から差し引いて配付することができる。

(1) 補助金事務取扱手数料

(2) 苗木等資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該施行地に係る森林国営保険料

(4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業の完了後、地方事務所長等が通知する日までに行わなければならない。なお、交付申請書(様式第1号)には、提出回数を記載するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 施行地明細表(様式第3号)

(2) 施行地位置図(様式第4号の例による)

(3) 施業図(様式第5号)

(4) 現地写真(事業実施前及び事業完了後の状況写真)

(5) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。)等を提出する場合は、(2)から(4)及び(9)の書類について省略することができるものとする。

(6) 間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表(様式第6号。森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐の場合に限る。)

(7) 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表(様式第7号)。ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。

(8) 実行経費内訳書(市町村が請負に付して実行した事業、特定機能回復事業における森林保全再生整備及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。)

(9) 森林作業道整備線形図((3)の施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。)

(10) 受委託契約書又は請負契約書の写し(事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)。なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

(11) 分収林契約等の写し(分収林契約が締結されている場合に限る。)。なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

(12) 本補助金の交付申請又は受領に係る委任状(様式第8号の例による。事業主体からの委任を受けて本補助金の交付申請及び受領を行う場合に限る。)。なお、原則として森林所有者等の自筆署名によること。

(13) 実施要領第1の1の(1)のクの保育間伐において伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の林分にあつては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表(様式第9号)を添付するものとする。

(14) 平成25年4月1日以降に策定した特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、当該林分が森林経営計画の対象森林であることを確認できる書類又は当該林分を森林経営計画の対象森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類及び森林経営委託契約書等の写し。また、花粉発生源植替えについて、当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあつては、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類

(15) 花粉発生源植替え及び林相転換特別対策については、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票(ただし、スギ及びヒノキについては、「スギ花粉発生源対策方針」(平成13年6月19日付13林整保第31号林野庁長官通知)に定められる花粉の少ない品種であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。なお、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類とする。)

- (16) 実施要領第1の1の(4)のウの(ア)又は(イ)に係る申請の場合は次の書類等
森林経営計画の認定番号、特定間伐等促進計画の名称、経営管理実施権配分計画の番号(様式第10号)
- (17) 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等(人工造林及び樹下植栽等に限る。)
- (18) 森林所有者等との協定書の写し(森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備、林相転換特別対策に限る。)また、被害森林整備において、森林経営計画策定者が当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合は、森林経営計画の認定番号
- (19) 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し(事業主体が森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。)
- (20) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の2の規定に基づき組織された協議会(以下この号において「協議会」という。)との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類(実施要領第1の2の(2)のアの(シ)による森林保全再生整備に係る交付申請の場合であって、事業を実施しようとする地区において協議会が組織されている場合に限る。)
- (21) 森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を(2)の施行地位置図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。(森林共同施業団地対象民有林における間伐及び更新伐に係る補助金の交付申請に限る。)
- (22) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。)」にかかる「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート」。
なお、事業主体が請負により事業を実施する場合、チェックシートは請負者が記入するものとする。
ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。
- (23) 森林作業道の整備にあつては、森林作業道作設に係るチェックリスト(様式第16号)
- (24) 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料(森林作業道を復旧する場合に限る。)
- (25) 「**みどりのチェック**」チェックシート(造林関係)(様式第17号)。なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
- (26) 4回目以降の下刈りを実施する場合にあつては、必要性を証明する下刈り施行地状況表(様式第18号)
- (27) 林野火災特別地域対策事業計画又は当該計画が策定される見込みであることが分かる書類、地域防災計画等に防火帯と林野火災防止対策が位置付けられていることが分かる書類及び防火林帯を管理する者を明らかにする書類(「林野火災対策タイプ」を実施する場合に限る。)
- (28) 頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置付けられている計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類、針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針及び緩衝林帯を管理する者を明らかにする書類(「野生鳥獣被害対策タイプ」実施する場合に限る。)
- 4 前項の規定による添付書類は、電磁的記録によることができるものとし、その取扱いとは別に定める。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、事業主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体である場合、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。）が受託により施行する場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定等の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定（以下「交付額確定」という。）と併せて、その補助事業に係る規則第14条の規定による検査（当該検査の結果に基づく規則第16条第2項後段の規定による措置を含む。）が完了した後に行うものとし、交付申請を受けた日から原則として60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、規則第16条第2項前段の規定による通知（以下「検査結果通知」という。）及び交付額確定通知を併せて、様式第11号により行うものとする。

3 地方事務所長等は、前条第5項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助金の返還等）

第7条 本補助金の交付を受けた事業主体（以下この条において単に「事業主体」という。）は、別表第3の第1欄の(1)、(4)、(11)又は(12)に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ地方事務所長等にその旨を届け出るとともに、同欄に掲げるその他の行為をした場合（(9)の場合を除く。）にも、地方事務所長等にその旨を届け出なければならない。

2 事業主体は、別表第3の第1欄の(9)に掲げる場合には、様式第12号により速やかに地方事務所長等にその旨を報告しなければならない。

3 本補助金について、知事は、規則第22条の規定によるほか、別表第3の第1欄に掲げる場合においては、当該事業主体に対し、同表の第2欄に定める額の返還を命ずるものとする。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所長等に提出する書類は1部とする。

（特定機関における事務の取扱い）

第9条 平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知に基づき県が選定した「育成を図る林業経営体」のうち、前年度の間伐の実績が50ha以上の事業主体（以下「特定機関」という。）においては、前各条の規定によるほか、次条から第15条までの規定の定めるところによる。

（特定機関における交付申請の時期等）

第10条 特定機関においては、第5条第1項の規定に関わらず、補助事業の着手後に本補助金の交付申請を行うことができるものとする。

2 前項の交付申請にあつては、第5条第2項の規定に関わらず、規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 第1項の交付申請にあつては、第5条第3項の規定に関わらず、同項第1号から第25号までに掲げる書類を省略することができるものとする。

（特定機関における交付決定等の時期等）

第11条 前条第1項の交付申請があつた場合は、第6条第1項の規定に関わらず、本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 前項の交付決定通知は、第6条第2項の規定にかかわらず、様式第13号により行うものとする。

(特定機関における承認を要しない変更)

第12条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表第4に定めるものの以外の変更とする。ただし、年度内で事業完了予定年月日を延長する場合にあっては、規則第13条第2項(第1号の場合に限る。)の規定に基づき、事業完了予定年月日の延長を届け出ること。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(特定機関における完了届)

第13条 特定機関は、原則として、人工造林、保育(下刈り、雪起こし等)等の作業種ごとに取りまとめて様式第14号による届出(以下「完了届」という。)を段階的に行うものとする。

2 完了届は、地方事務所長等が通知する日までに行わなければならない。なお、完了届には、提出回数を記載するものとする。

3 完了届は、第5条第2項及び第3項に掲げる書類を添付して行うものとする。

(特定機関における実績報告の時期等)

第14条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合においては、地方事務所長等から規則第16条第2項の規定による通知を受けて本補助金の査定結果が明らかとなった日から60日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合においては、事業の中止又は廃止の日から30日を経過する日

(3) 規則第17条第1項第3号の場合においては、事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 特定機関は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 特定機関は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第12号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(特定機関への概算払)

第15条 規則第19条の規定による概算払は、様式第15号によりあらかじめ通知をして行うものとする。

2 完了届に基づく場合を除き、概算払は、交付決定に係る補助金額の8割を限度とする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年8月2日から施行し、平成14年度事業から適用する。

2 鳥取県造林事業補助金交付要綱(平成13年2月28日付森保第562号鳥取県農林水産部長通知)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成15年7月1日以降の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月11日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月29日から施行し、平成29年度当初予算事業から適用する。なお、平成28年度当初予算事業及び平成28年度補正予算事業については、従前の例による。
- 2 森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（改正前の森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）に関する取扱いについては、平成29年度に限り、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月18日に一部改正し、平成30年度事業（平成29年度繰越事業を含む）から適用する。
- 2 第5条第3項(9)のエ及び(10)のウの規定は、契約日が施行日以降のものから適用する。
- 3 別表第1－1については、平成30年度予算により行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、令和元年度事業の令和元年9月10日以降の交付申請から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和元年度事業の令和2年3月23日以降の交付

申請から適用する。

- 2 第6条の規定は、令和元年12月20日以降に受理した申請書から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

- 2 第5条第3項(24)の規定は、令和4年度補正予算により行う事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行し、令和5年度補正予算により行う事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年7月10日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月21日から施行し、令和6年度補正予算により行う事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年6月4日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月28日から施行し、令和7年12月補正予算により実施する事業から適用する。

- 2 改正前の鳥取県造林事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和8年5月28日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第1－1（第3条、第13条関係）

1 補助事業				2 事業主体	3 補助率
事業 (事業区分)	種類	内 容	対象事業の範囲		(〈 〉)内は、国庫補助率。)
森林環境保全直接 支援事業 (森林環境保全整備事業及び地域未来交付金(地域未来推進型)において実施する。)	—	1 人工造林(地拵え、植栽(大苗の植栽及び補植を含む。)、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。以下同じ。)	森林環境保全直接支援事業のすべてとする。	(ア) 市町村 (イ) 森林所有者 (ウ) 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。) (エ) 森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの)をいう。以下同じ。) (オ) 特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。) (カ) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。) (キ) 森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。) (ク) 特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。))において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (ケ) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項又は第44条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。	4/10<3/10> ただし、森林所有者等による整備が進み 難い森林等における分収方式による市町 村、森林整備法人が実施する森林施業及 びこれらに必要な路網の整備については 5/10<3/10>
		2 樹下植栽等 (1) 育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去とする。以下同じ。 (2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽)又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去とする。以下同じ。			
		3 下刈り(雑草木の除去とする。以下同じ。)			
		4 雪起こし(雪圧倒伏木の倒木起こしとする。以下同じ。)			
		5 倒木起こし(火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。以下同じ。)			
		6 枝打ち(林木の枝葉の除去とする。以下同じ。)			
		7 除伐(不用木(侵入竹を含む。))の除去、不良木の淘汰とする。以下同じ。)			
		8 保育間伐(不用木(侵入竹を含む。))の除去、不良木の淘汰とする。以下同じ。)			

		9 間伐（不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。） 10 更新伐（不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしとする。以下同じ。） 11 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備（鳥獣害防止施設等の整備とする。以下同じ。） (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備（苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。以下同じ。） (3) 林床保全整備（枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。以下同じ。） (4) 荒廃竹林整備（周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。以下同じ。） 12 森林作業道整備			
特定機能回復事業（森林環境保全整備事業及び地域未来交付金（地域未来推進型）において実施する。）	森林緊急造成	1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 除伐 7 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 (4) 荒廃竹林整備 8 森林作業道整備	森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、保全松林緊急保護整備、林相転換特別対策のすべてとする。	（ア）市町村（事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。） （イ）森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	4/10<3/10> ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺整備については5/10<3/10>

被害森林整備	1	人工造林
	2	樹下植栽等
	3	下刈り
	4	雪起こし
	5	倒木起こし
	6	枝打ち
	7	除伐
	8	保育間伐
	9	更新伐
	10	付帯施設等整備
	(1)	鳥獣害防止施設等整備
	(2)	林内作業場及び林内かん水施設整備
	(3)	林床保全整備
	(4)	荒廃竹林整備
	11	森林作業道整備
	12	森林保全再生整備
		野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。
	(1)	鳥獣害防止施設等整備
	(2)	鳥獣の誘引捕獲
重要インフラ施設周辺森林整備	1	人工造林
	2	樹下植栽等
	3	下刈り
	4	雪起こし
	5	倒木起こし
	6	枝打ち
	7	除伐
	8	保育間伐
	9	更新伐
	10	付帯施設等整備
	(1)	鳥獣害防止施設等整備
	(2)	林内作業場及び林内かん水施設整備
	(3)	林床保全整備
	(4)	荒廃竹林整備
	11	森林作業道整備

(ア) 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） (ウ) 森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）
(ア) 市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

保全松林緊急保護整備		1 人工造林	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	7/10<5/10>
		2 樹下植栽等		
		3 下刈り		
		4 雪起こし		
		5 倒木起こし		
		6 除伐		
		7 保育間伐		
		8 衛生伐（不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。）		
		9 更新伐		
		10 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 荒廃竹林整備		
		11 森林作業道整備		
林相転換特別対策	花粉発生源対策タイプ	1 一貫作業	(ア) 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	4/10<3/10>
		2 人工造林		
		3 樹下植栽等		
		4 下刈り		
		5 更新伐		
		6 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備		
		7 森林作業道整備		
	林野火災対策タイプ	1 人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	
		2 樹下植栽等		
		3 下刈り		
		4 雪起こし		
		5 倒木起こし		
		6 枝打ち		
		7 除伐		
		8 保育間伐		
		9 防火林帯整備		
		10 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備		

			(3) 林床保全整備			
			11 森林作業道整備			
	野生鳥獣対策タイプ	1 人工造林		(ア) 市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）		
2 樹下植栽等						
3 下刈り						
4 雪起こし						
5 倒木起こし						
6 枝打ち						
7 除伐						
8 保育間伐						
9 間伐						
10 更新伐						
9 緩衝林帯整備						
12 付帯施設等整備						
(1) 鳥獣害防止施設等整備						
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備						
(3) 林床保全整備						
(4) 荒廃竹林整備						
		13 森林作業道整備				
共生環境整備事業	全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。	森林空間総合整備事業は、全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道整備及び用地等取得のうち、森林環境教育促進整備及び森林健康促進整備とする。絆の森整備事業は、全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道整備及び用地等取得のうち、市民参加型整備及び野生生物共生林整備とし、市民参加型整備を行政支援タイプ、市民主導タイプ又は市民開放タイプに細分する。なお、全体計画調査は行政支援タイプ以外は対象としない。	森林空間総合整備事業 市町村 絆の森整備事業 市民参加型整備 行政支援タイプ 市町村 市民主導タイプ 森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他事業主体を除く。）及び特定非営利活動法人等 市民開放タイプ 森林所有者のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者。 野生生物共生林整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律	7/10 〈5/10〉	
(農山漁村地域整備交付金において実施する。)	共生環境整備	1 森林環境教育促進整備（樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。） 2 森林健康促進整備（樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。）				

		3 市民参加型森林整備 （下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。） 4 野生生物共生林整備 （広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。）		第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるものを又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。）及び森林経営計画の認定を受けた者。ただし、用地等取得については市町村に限る。
	付帯施設整備	1 森林環境教育促進整備 （標識類の整備、苗木置場、森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽・用水路・退避地の整備、溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備、環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。） 2 森林健康促進整備（標識類の整備、苗木置場、森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽・用水路・退避地の整備、健康増進広場及び簡易な健康促進施設の整備等とする。）		

		3 市民参加型森林整備 (標識類の整備、苗木置場、森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽・用水路・退避地の整備、機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備等とする。) 4 野生生物共生林整備 (標識類の整備、苗木置場、森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽・用水路・退避地の整備、溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備及び防護柵の設置等とする。)			
	林内歩道等整備	林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。			
	用地等取得	土地及び立木竹の取得とする。			4/10 <1/3>
機能回復整備事業 (農山漁村地域整備交付金において実施する。)	特定森林造成事業 (特定林地改良、耕作放棄地等森林造成、花粉発生源対策促進事業)	1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 保育間伐 9 間伐 10 更新伐 11 花粉発生源植替え	特定林地改良は、特定林地改良、付帯施設等整備のうち林木被害防止施設等整備及び荒廃竹林整備並びに森林作業道整備とする。耕作放棄地等森林造成は、特定林地改良を除くすべてとする。花粉発生源対策促進事業は、花粉発生源植替え、付帯施設等整備のうち林木被害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、荒廃竹林整備及び森林作業道整備とする。	特定林地改良 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体 耕作放棄地等森林造成 市町村 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	4/10<3/10>

		12 特定林地改良（地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。） 13 付帯施設等整備 （1）林木被害防止施設等整備（林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。） （2）林内作業場及び林内かん水施設整備 （3）生育環境補完整備（筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。） （4）荒廃竹林整備 14 森林作業道整備			
農業用水保全の森づくり事業 （農山漁村地域整備交付金において実施する。）	特定機能回復事業に準ずる。				
漁場保全の森づくり事業 （農山漁村地域整備交付金において実施する。）	特定機能回復事業に準ずる。				
クヌギ等造林	—	シイタケ原木として利用可能なクヌギ及びコナラ等の人工造林、保育作業（除伐、保育間伐、間伐を除く。）及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	別表第1-2に規定する実質補助率（以下「実質補助率」という。）90%を上限として国が規定する補助率に2/10を上乗せ

広葉樹林整備	—	広葉樹の人工造林(クスギ等造林に該当するものを除く。)、保育作業(除伐、保育間伐、間伐を除く。)及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率85%を上限として国が規定する補助率に1/10を上乗せ
少花粉スギ・少花粉ヒノキ造林	—	少花粉スギ・少花粉ヒノキ品種の人工造林、及び保育作業(除伐、保育間伐、間伐を除く。)及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率90%を上限として国が規定する補助率に2/10を上乗せ
耐雪性スギ造林	—	耐雪性スギ品種の人工造林及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率80%を上限として2/10を上乗せ
鳥獣被害地造林	—	鳥獣害を受けた植栽地の補植に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率90%を上限として国が規定する補助率に2/10を上乗せ
鳥獣害防止施設等整備	—	シカ等による食害を防止する鳥獣害防止施設の設置等を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率90%を上限として国が規定する補助率に2/10を上乗せ
保全松林	—	保全松林緊急保護整備に対する県費単独上乗せ	特定機能回復事業、農業用水の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業のいずれか	保全松林緊急保護整備で規定する事業主体に準ずる。	国が規定する補助率に1/10を上乗せ
とっとり豊かな森づくり協働事業	竹林対策	1 林種転換(竹林の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、整地、耕うん、植え付け、播種、施肥)、下刈り	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか(集落周辺又は国道等周辺概ね200mの竹林において実施するものに限る)	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業で規定する者。ただし、市町村及び造林公社を除く。	別表第2の規定により算出された標準経費の8/10(3/10)
		2 除伐(人工造林地に侵入した竹の伐倒、搬出集積、薬剤枯殺処理)			
	エリートツリー・早生樹造林	エリートツリー(特定苗木に限る)、早生樹等(コウヨウザン、センダン、カラマツ)の人工造林、及び保育作業(除伐、保育間伐、間伐を除く。)及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。ただし、市町村を除く。	実質補助率90%を上限として国が規定する補助率に2/10を上乗せ

	一貫作業推進事業	一貫作業（伐採から人工造林）のうち伐採に係る経費を対象とした県費単独上乗せ	林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び特定森林造成事業（花粉発生源対策促進事業）に限る。	事業が規定する事業主体に準ずる。ただし、市町村を除く。	国が規定する補助率に9/100を上乗せ
皆伐再造林推進事業	—	再造林に係る人工造林、下刈り、雪起こし、枝打ち及びそれらと一体的に行う森林作業道の整備を対象とした事業に対する県費単独上乗せ ただし、査定係数90及び110の場合を除く	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	実質補助率9/10を上限として上乗せ（各事業上乗せ後の補助率に追加し上乗せ）
下刈り支援	—	県外の林業事業体等へ下刈りを発注した場合を対象とした県費単独上乗せ	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、機能回復整備事業（特定森林造成事業（耕作放棄地等森林造成））のいずれか	各事業が規定する事業主体に準ずる。	ヘクタール当たり16,000円を上限として上乗せ

別表第1-2 (第3条関係) 補助率一覧表

[illegible]

特定機能回復事業
(森林環境保全整備
事業及び地域未来交
付金(地域未来推進
型)において実施す
る。)

[illegible]

[illegible]

注) (◎) は各事業上乗せ後の補助率に追加して上乗せすること。

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費
森林環境保全直接支援事業、森林緊急造成、被害林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策及び特定森林造成事業（以下「森林環境保全直接支援事業等」という。）における森林作業道の開設又は改良を除く事業（以下「森林整備等」という。）	1 補助対象経費は、次式により計算された額とし、小数点以下切り捨てとする。 $\text{補助対象経費} = \text{標準経費} \times (\text{査定係数} \times 1 / 100)$ ※査定係数は、実施要領に定める係数。 2 1に定める標準経費は、次式により計算された額とし、小数点以下切り捨てとする。 $\text{標準経費} = \text{面積} \times (\text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率}))$ ※面積はヘクタールとし、小数第2位止めとする。 3 2に定める標準単価、間接費率は森林づくり推進課長が毎年度別に定める。 4 1から3の規定にかかわらず、市町村が事業を請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一を乗じて得られた額を補助対象経費とする。
絆の森整備事業（共生環境整備に限る。）、保全松林緊急保護整備事業における森林整備等	1 補助対象経費は標準経費とし、森林環境保全直接支援事業等における森林整備等に定める標準経費と同様に求めるものとする。 2 1の規定にかかわらず、市町村が事業を請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費のいずれか低い額を補助対象経費とする。
森林作業道の開設、改良及び復旧	1 「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の8の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数の百分の一を乗じた額を補助対象経費とする。

別表第2 略

別表第3（第7条関係）

1 補助金を返還する場合	2 返還額
(1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（実施要領第1の2の(1)から(4)の事業（実施要領第1の2の(4)の3)においては緩衝林帯の整備を除く））にあっては、事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に、当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後に当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備等の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為を行う場合。	当該転用又は全面伐採除去に係る森林等につき交付を受けた本補助金に相当する額
(2) 実施要領第1の1に掲げる事業のうち森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合。 実施要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林としない場合。	当該事業につき交付を受けた補助金相当額（当該事業が実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものについては、当該事業が第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）
(3) 実施要領第1の1に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画及び同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画に基づいて行うものについては次のとおり。 (ア) 経営管理実施権配分計画に基づいて行うものについて、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定が取消となった場合。 (イ) 権利集積配分一括契約に基づいて行うものについて、当該計画が森林経営管理法第52条第2項の規定により取り消しとなった場合。 (ウ) 権利集積配分一括契約に基づいて行うものについて、森林経営管理法第52条第1項の規定による公告があつた権利集積配分一括契約の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が計画に基づく施業ができない場合。	当該取消等を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち当該計画が取り消された場合であっても、第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）
(4) 農山漁村地域整備交付金における補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(イ)に掲げる行為をしようとする場合。 (ア) 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地の売り渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。 (イ) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。	当該転用又は全面伐採除去に係る森林等につき交付を受けた本補助金に相当する額
(5) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき。（天災等不可抗力によるものとして知事が認める場合を除く。）	当該森林作業道について交付を受けた本交付金に相当する額。ただし、農山交実施要領第4の9の(5)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認める場合を除く。）は、当該路線区間に相当する本補助金相当額
(6) 更新伐を行った場合において、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。	当該更新伐について交付を受けた本補助金に相当する額
(7) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したとき。	当該更新伐について交付を受けた本補助金に相当する額
(8) 実施要領第1の2(2)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたとき。	当該交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金に相当する額

(9) 交付額確定の後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付額確定の際の仕入控除税額を超えるとき。	本補助金のうちその超える額に対応する額
(10) 広葉樹造林に係る補助率を適用した補助金の交付を受けた者が、広葉樹造林を行わなかった場合。	交付を受けた補助金と広葉樹造林を行わない補助率による補助金の差額に相当する額
(11) 農山漁村地域整備交付金において、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をした場合。	当該転用等に係る森林等につき交付を受けた本補助金に相当する額
(12) 農山漁村地域整備交付金にかかる森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等について、取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供した場合。	農林水産部長が別に返還を命じる額
(13) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替えを森林経営計画に基づかないで実施した林分について、事業の完了の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象とならない場合。	当該花粉発生源植替えについて交付を受けた本補助金に相当する額
(14) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替え実施した林分について、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとするが、これに従わない場合。	当該花粉発生源植替えについて交付を受けた本補助金に相当する額
(15) 上記に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないとき。	当該交付を受けた本補助金に相当する額

別表第４（第１２条関係）

事業区分				経費の配分の変更	事業の内容の変更		事業完了予定年月日の延長
大区分		中区分	小区分				
森林環境保全整備事業及び地域未来交付金（地域未来推進型）	森林環境保全直接支援事業			１ 森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金の間の経費の配分の変更	事業量の３０％以上を超える減少	森林作業道の延長の３０％以上を超える減少	次年度に事業完了予定年月日を延長する場合
	特定機能回復事業			２ 森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金における大区分の各事業間の経費の配分の変更	事業量の３０％以上を超える減少	森林作業道の延長の３０％以上を超える減少	
農山漁村地域整備交付金	共生環境整備事業	絆の森整備事業	共生環境整備	３ 交付決定額の増額			
			付帯施設整備				
			林内歩道等整備				
			用地等取得				
	機能回復整備事業	特定森林造成事業			事業量の３０％以上を超える減少	花粉発生源対策促進事業の事業量の３０％以上を超える減少	

様式第 1 号（第 5 条関係）

番 号
（元号） 年 月 日

職 氏名 様

事業主体
（代理人） 氏 名

（元号） 年度鳥取県造林事業費補助金交付申請書（第 回 回目）

標記事業が完了したので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条及び鳥取県
造林事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請し
ます。

記

補助金等の名称	
完了年月日	

(元号) 年度造林事業経費内訳表
(※第10条及び第14条の申請にあっては、計画(報告)書及び収支計画(精算)書)

1 総括表

事業区分		事業量 (ha)	事業費 (A+B+C)	補助金 (A+B)	事業費内訳			備考	
					国費 (A)	県費 (B)	負担金 (C)		
森林環境保全直接支援事業								森林作業道	m
特定機能回復事業	森林緊急造成							森林作業道	m
	被害森林整備							森林作業道	m
	重要インフラ施設周辺森林整備							森林作業道	m
	保全松林緊急保護整備							森林作業道	m 衛生伐 m³
	林相転換特別対策	花粉発生源対策タイプ						森林作業道	m
		林野火災対策タイプ						森林作業道	m
		野生鳥獣対策タイプ						森林作業道	m
	小計							森林作業道	m 衛生伐 m³
共生環境整備事業	森林空間総合整備事業							森林作業道	m
	絆の森整備事業							森林作業道	m
	小計							森林作業道	m
機能回復整備事業	特定森林造成事業							森林作業道	m
農業用水保全の森づくり事業	森林緊急造成							森林作業道	m
	被害森林整備							森林作業道	m
	保全松林緊急保護整備							森林作業道	m 衛生伐 m³
	小計							森林作業道	m 衛生伐 m³
漁場保全の森づくり事業	森林緊急造成							森林作業道	m
	被害森林整備							森林作業道	m
	保全松林緊急保護整備							森林作業道	m 衛生伐 m³
	小計							森林作業道	m 衛生伐 m³
合計								森林作業道	m 衛生伐 m³

2 事業別明細表

(1) 森林環境保全直接支援事業

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
間伐							
更新伐							
付 帯 施 設 等 整 備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

2 事業別明細表

(2) 特定機能回復事業

ア 森林緊急造成

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
除伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

イ 被害森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
森林保全再生 整備	鳥獣害防止施設等整備						
	鳥獣の誘因捕獲						
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
枝打ち								
除伐								
保育間伐								
更新伐								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	林内作業場及び 林内かん水施設整備							
	林床保全整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

エ 保全松林緊急保護整備

(単位：ha、m³、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
除伐								
保育間伐								
衛生伐								
更新伐								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

オ 林相転換特別対策

(ア) 花粉発生源対策タイプ

(単位 : ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
一貫作業							
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(イ) 林野火災対策タイプ

(単位 : ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
防火林帯整備							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(ウ) 野生鳥獣対策タイプ

(単位 : ha、m⁴、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
枝打ち								
除伐								
保育間伐								
緩衝林帯整備								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	林内作業場及び 林内かん水施設整備							
	林床保全整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

2 事業別明細表

(3) 共生環境整備事業

(単位 : ha、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
全体計画調査								
共生環境整備	樹木等の植栽							
	雑草木の除去							
	不用木の除去・不良木の淘汰							
	枝葉の除去							
	林間広場整備							
	土壌条件の改良							
	その他							
	計 (森林作業道)							
付帯施設整備	標識類整備							
	林内作業場整備							
	駐車場整備							
	防火施設整備							
	溪流路整備							
	環境教育促進施設整備							
	健康増進広場整備							
	健康促進施設整備							
	計							
林内歩道等整備	林内歩道							
	森林作業道							
	計							
用地等取得	土地取得							
	立木竹取得							
	計							
合 計								

2 事業別明細表

(4) 機能回復整備事業（特定森林造成事業）

(単位：ha、m、円)

区 分	事業量	事業費 (A+B+C)	補助金 (A+B)	事業費内訳			備考
				国費 (A)	県費 (B)	負担金 (C)	
特定林地改良	特定林地改良						
	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備					
		荒廃竹林整備					
	森林作業道						
	計						
耕作放棄地等森林造成	人工造林						
	樹下植栽等						
	下刈り						
	雪起こし						
	倒木起こし						
	枝打ち						
	除伐						
	保育間伐						
	間伐						
	更新伐						
	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備					
		林内作業場及び林内かん水施設整備					
		林床保全整備					
		荒廃竹林整備					
	森林作業道						
	計						
花粉発生源対策促進事業	花粉発生源植替え						
	付帯施設等整備	林木被害防止施設等整備					
		林内作業場及び林内かん水施設整備					
		荒廃竹林整備					
	森林作業道						
	計						
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

2 事業別明細表

(5) 農業用水保全の森づくり事業

ア 森林緊急造成

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
除伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

イ 被害森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
森林保 全再生 整備	鳥獣害防止施設等整備						
	鳥獣の誘因捕獲						
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
枝打ち								
除伐								
保育間伐								
更新伐								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	林内作業場及び 林内かん水施設整備							
	林床保全整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

エ 保全松林緊急保護整備

(単位：ha、m³、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
除伐								
保育間伐								
衛生伐								
更新伐								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

オ 林相転換特別対策

(ア) 花粉発生源対策タイプ

(単位：ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
一貫作業							
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(イ) 林野火災対策タイプ

(単位：ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
防火林帯整備							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(ウ) 野生鳥獣対策タイプ

(単位：ha、m⁴、m、円)

区 分		事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
					国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林								
樹下植栽等								
下刈り								
雪起こし								
倒木起こし								
枝打ち								
除伐								
保育間伐								
緩衝林帯整備								
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備							
	林内作業場及び 林内かん水施設整備							
	林床保全整備							
	荒廃竹林整備							
森林作業道								
計	森 林 整 備 (ha)							
	森 林 作 業 道 (m)							

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

2 事業別明細表

(6) 漁場保全の森づくり事業

ア 森林緊急造成

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
除伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

イ 被害森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
森林保全再生 整備	鳥獣害防止施設等整備						
	鳥獣の誘因捕獲						
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

(単位：ha、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

エ 保全松林緊急保護整備

(単位：ha、m³、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
除伐							
保育間伐							
衛生伐							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

オ 林相転換特別対策

(ア) 花粉発生源対策タイプ

(単位：ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
一貫作業							
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
更新伐							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(イ) 林野火災対策タイプ

(単位：ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
防火林帯整備							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

(ウ) 野生鳥獣対策タイプ

(単位 : ha、m⁴、m、円)

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	補 助 金 (A+B)	事 業 費 内 訳			備 考
				国 費 (A)	県 費 (B)	負 担 金 (C)	
人工造林							
樹下植栽等							
下刈り							
雪起こし							
倒木起こし							
枝打ち							
除伐							
保育間伐							
緩衝林帯整備							
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備						
	林内作業場及び 林内かん水施設整備						
	林床保全整備						
	荒廃竹林整備						
森林作業道							
計	森 林 整 備 (ha)						
	森 林 作 業 道 (m)						

注)「森林整備」とは、付帯施設整備及び森林作業道を除く施業とする。

3 収支計画（精算）

(1) 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増減 (C=B-A)	備 考
補 助 金				
負 担 金				
計				

(2) 支出の部

科 目	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増減 (C=B-A)	備 考
事 業 費				
計				

（注）収支計画の場合は、精算額、差引増減の記入を要しない。

4 事業完了（予定）年月日

（元号） 年 月 日

（記載上の留意事項）

- 1 該当のない事業、事業区分、作業については、該当欄又は表を適宜省略して記載すること。
- 2 3の収支計画（精算）及び4の事業完了（予定）年月日は、第10条の申請及び第14条の報告においてのみ記載を要する。

市町村	
事業名	

[illegible]

- 1 補助区分の欄には、別表第1～2における附帯条件を記載すること。
- 2 森林経営計画の認定年月日には、当該施行地が計画に位置付けられた認定年月日を記載すること。
- 3 保安林向け苗木の確認の有無の欄には、苗木受払簿等に保安林向け苗木の証明印が押印してある場合に有を記載すること。
- 4 花粉の少ない苗木の面積の欄には、スギ花粉発生源対策推進方針における無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木を植栽した面積を記載すること。
なお、スギ、ヒノキ別の面積が分かるように記載すること。
- 5 特定苗木の面積の欄には、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する増殖した特定母樹から採取された種樹から育成され、出荷表等に特定苗木と記載されている苗木を植栽した面積を記載すること。
なお、スギ、ヒノキ別の面積が分かるように記載すること。

施 行 地 明 細 表

(2) 保育等植栽を伴わない森林整備

[illegible]

- 1 除伐等及び間伐については、保安林及び普通林について記載すること。
- 2 補助区分の欄には、別表第1～2における附帯条件を記載すること。
- 3 森林経営計画の認定年月日には、当該施行地が計画に位置付けられた認定年月日を記載すること。

[illegible]

1 補助区分の欄には、別表第1－2における附帯条件を記載すること。

[illegible]

- 1 補助区分の欄には、別表第 1－2 における附帯条件を記載すること。
- 2 森林経営計画の認定年月日には、当該施行地が計画に位置付けられた認定年月日を記載すること。

市町村	
事業名	

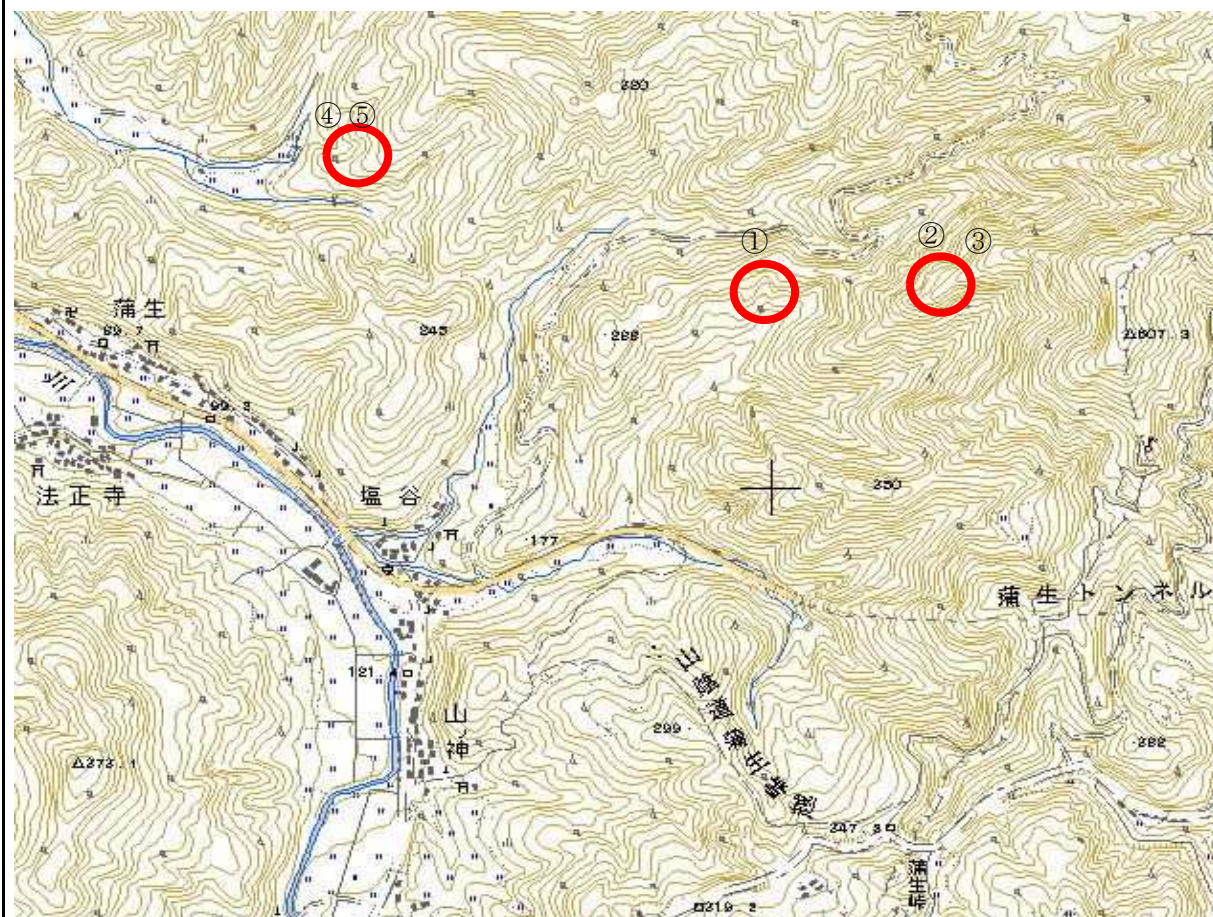
[illegible]

- 2 森林経営計画の認定年月日には、当該施行地が計画に位置付けられた認定年月日を記載すること。

様式第4号(第5条、第13条関係)

施業箇所位置図(例)

○○郡
○○町
縮尺 1/50,000



2. 図面は、5万分の1地形図又はこれに準ずる。

様式第5号（第5条、第13条関係）

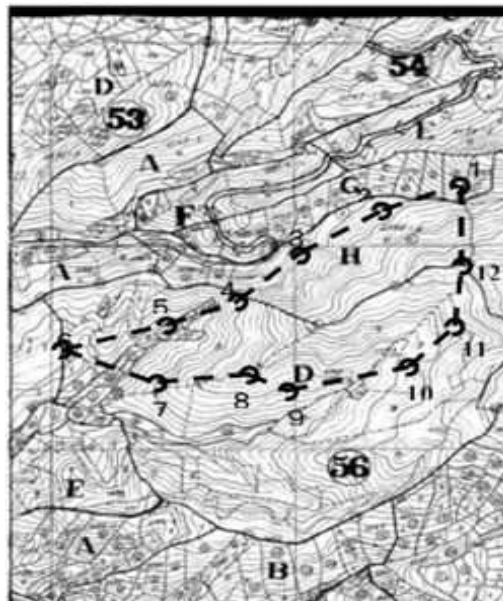
施 業 図（申請番号 ）

市町村名	林小班	事業名	事業内容
〇〇町	56り	森林環境保全直接支援事業	間伐
施行地	樹種(林齢)	面積(ha)	所有者(住所・氏名)
〇〇町字〇〇1-1	スギ(35)	10	〇〇郡〇〇町字〇〇10-10 林野 太郎

図面番号 ①

縮尺

1/5,000



注1：施行地欄は、該当する施行地の地番をすべて記入する。

注2：施業図は、原則実測による。実測図と同等の精度の図面（過去の測量図面や森林計画図等）を用いることもできるが、この場合は、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できなければならない。

注3：除地（1か所0.01ha以上）があるときは図示する。

注4：縮尺は、1ha未満 1/1,000、1～5ha 1/3,000、5ha以上 1/5,000を目処とする。

注5：施行地及びその周辺の地形(沢、尾根)、林況(樹種、林齢)並びに特徴のある物件(独立樹、送電線、鉄塔等)を記入すること。

注6：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

注7：測量起点(SP)及び主な測点を記入すること。

注8：人工造林の場合の樹種界、雪起こし及び倒木起こしの場合は、復旧率区分界を明示すること。

注9：測量野帳は、申請者が整理保管し、しゅん工検査等において直ちに提示できるようにしておくこと。

注10：衛生伐の場合は、森林計画図に代える。

様式第6号（第5条、第13条関係）

搬 出 材 積 集 計 表

森林経営計画承認番号：

経営管理実施権配分計画の番号：

申請 番号	所在地	面積 (ha)	搬出 材積 (m3)	査定単位ごとの平 均搬出材積 (m3/ha)	証明書等		写真 番号	搬出 方法
					種類	番号		
計		(A)	(B)					

注1)「証明書等」の「種類」欄には、納品伝票、検測野帳等搬出材積を証明する書類の名称を記載する。

注2)「搬出方法」欄には、車両系・架線系の別を記載する。

1 haあたり搬出 = (B) ÷ (A) = _____ m3/ha

様式第 7 号－ 1 （第 5 条、第 1 3 条関係）
社 会 保 険 等 の 加 入 実 態 状 況 調 査 表

申請番号	
作業班名	
事業実施期間	

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・ 請負別	雇用 形態	摘要
									中小企業退職金 共済制度		中小企業退職金 共済制度以外					
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点				
												合計				
												平均				

注 1）各作業者ごとに加入している保険等の「加入」欄に○印を記載するとともに、各保険ごとに定められた点数を記載する。
注 2）保険に加入していない場合は 0 点とする。
注 3）「雇用形態」欄には、常用・臨時・再雇用等の別を記載する。
注 4）同一の事業主体にかかる同一の作業班が複数の施行地で施業する場合は、別紙様式第 7 号-2 と合わせて作成すること。

様式第7号-2（第5条、第13条関係）
（別紙）社会保険等の加入実態状況調査表

様式第7号-2（第5条、第13条関係）
（別紙）社会保険等の加入実態状況調査表

[illegible]

注1) 作業班の中で、当該施行地にかかる施業に従事していない作業員がいる場合は、備考欄に氏名を記載すること。

様式第 8 号(第 5 条、第 1 3 条関係)

委任状

私どもは、〇〇森林組合長〇〇〇〇を代理人と定め、下記に記載の森林整備に対する〇〇年度鳥取県造林事業費補助金の交付申請手続き及び受領に関することを委任します。

〇〇森林組合

組合長 〇〇 〇〇 殿

年 月 日		
申請番号	住所及び電話番号	氏名

注 1：申請番号は、補助金交付申請書に添付する施行地明細表（様式第 3 号）の申請番号と一致させる。

注 2：日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の日付であること。

注 3：委任者本人が補助金交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認すること。

注 4：多人数の場合は欄のみ別紙で作成して続ける。

様式第 8 号(第 5 条、第 1 3 条関係) (委任状及び精算依頼書の場合)

委任状及び精算依頼書

私どもは、〇〇森林組合長〇〇〇〇を代理人と定め、次の 1 の事項を委任します。
なお、あわせて補助金受領の際、次の 2 の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 下記に記載の森林整備に対する〇〇年度鳥取県造林事業費補助金の交付申請手続き及び受領に関する事
- 2 補助金事務取扱手数料の精算代金

〇〇森林組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

年 月 日		
申請番号	住所及び電話番号	氏名

注 1 : 申請番号は、補助金交付申請書に添付する施行地明細表(様式第 3 号)の申請番号と一致させる。

注 2 : 日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の日付であること。

注 3 : 委任者本人が補助金交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認すること。

注 4 : 多人数の場合は欄のみ別紙で作成して続ける。

平均胸高直径調査表

樹種
林齡

標準地①			標準地②			標準地③		
胸高直径 (c m)	本数 (本)	直径計	胸高直径 (c m)	本数 (本)	直径計	胸高直径 (c m)	本数 (本)	直径計
6			6			6		
8			8			8		
10			10			10		
12			12			12		
14			14			14		
16			16			16		
18			18			18		
20			20			20		
22			22			22		
24			24			24		
26			26			26		
28			28			28		
30			30			30		
32			32			32		
34			34			34		
36			36			36		
38			38			38		
40			40			40		
計			計			計		
平均径			平均径			平均径		

様式第10号（第5条、第13条関係）

1. 鳥取県造林事業費補助金交付要綱第5条第3項の（16）に定める書類

森林経営計画認定番号	認定年月日	備考

（注）1 認定番号は、計画変更がある場合は当初認定番号及び変更認定番号を記載すること。

（注）2 認定年月日は、変更がある場合は最終の認定年月日を記載すること。

経営管理実施権配分計画の番号	策定年月日	備考

特定間伐等促進計画の名称	策定年月日	備考

番 号
(元号) 年 月 日

事業主体
(代理人) 氏 名 様

職 氏 名

(元号) 年度鳥取県造林事業費補助金交付決定、検査結果及び交付額確定通知書

(元号) 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第14条の規定による検査を行い、規則第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第18条第1項の規定により通知します。

なお、当該検査の結果は、別紙のとおりです。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

なお、本補助金の確定額は交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱、鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び鳥取県造林事業実施要領の運用（平成18年6月13日付第200600016903号鳥取県農林水産部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け林野政第640号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山交実施要領」という。）、**地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱**等関係通知の規定に従わなければならない。

4 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内（実施要領第1の2の（1）か

ら(4)の事業(実施要領第1の2の(4)の3)においては緩衝林帯の整備を除く)にあつては、事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に、当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は貸借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に必要な行為又は林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備若しくは森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ(職名)にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林にならない場合を含む)は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、交付を受けた補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち当該計画を取り消された場合であっても、第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。
- (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行うものについて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合、同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画(以下「一括計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消となった場合及び同法第52条第1項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が計画に基づく施業ができないと認められた場合は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、当該取消を受けた日から起算して過去5年以内実施された当該事業に係る補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。
- (4) 農山漁村地域整備交付金における補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為、又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に本事業で開設し又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ(職名)にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (5) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、当該森林作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、農山交実施要領第4の9の(5)の規程に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 更新伐及び防火林帯整備を行った場合において、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認め

た場合はこの限りではない。

- (7) 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 実施要領第1の2(2)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (9) 農山漁村地域整備交付金において、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ(職名)にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 農山漁村地域整備交付金にかかる森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (11) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替えを森林経営計画に基づかないで実施した林分について、事業の完了の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象とならない場合、交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- (12) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替え実施した林分について、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとするが、これに従わない場合、交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- (13) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (14) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (15) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

職氏名 様

事業主体 住所
氏名

(元号) 年度仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付 第 号により交付決定及び交付額確定を受けた鳥取県造林事業費補助金について、鳥取県造林事業費補助金交付要綱(平成 14 年 8 月 2 日付森保第 336 号鳥取県農林水産部長通知)第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号
- 2 事業主体名(森林所有者名)
- 3 施行場所
- 4 交付額の確定額
金 円
- 5 上記に対応する補助対象経費の額
金 円
- 6 上記に係る仕入控除税額
金 円
- 7 申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 8 補助金返還額(7-6×4/5)
金 円

事業主体
(代理人) 氏 名 様

職 氏 名

(元号) 年度鳥取県造林事業費補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付森保第336号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱、鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び鳥取県造林事業実施要領の運用（平成18年6月13日付第200600016903号鳥取県農林水産部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け林野政第640号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成

14年3月29日付13林整整第885号林野庁官通知)、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山交実実施要領」という。)、地域未来交付金(地域未来推進型)交付要綱等関係通知の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、(実施要領第1の2の(1)から(4)の事業(実施要領第1の2の(4)の3)においては緩衝林帯の整備を除く)にあつては、事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に、当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は貸借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に必要な行為又は林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備若しくは森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ(職名)にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林にならない場合を含む)は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、交付を受けた補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち当該計画を取り消された場合であっても、第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。
- (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行うものについて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画(以下「一括計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消となった場合及び同法第52条第1項の規定による公告があつた一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が計画に基づく施業ができないと認められた場合は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。
- (4) 農山漁村地域整備交付金における補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為、又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に本事業で開設し又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ(職名)にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (5) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、速やかに(職名)にその旨を届け出るとともに、当該森林作業道につき交付を受けた補助金相

当額を返還すること。ただし、農山交実施要領第4の9の(5)の規程に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (6) 更新伐及び防火林帯整備を行った場合において、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、速やかに（職名）にその旨を届け出るとともに、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 実施要領第1の2(2)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (9) 農山漁村地域整備交付金において、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ（職名）にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 農山漁村地域整備交付金にかかる森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- (11) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替えを森林経営計画に基づかないで実施した林分について、事業の完了の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象とならない場合、交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- (12) 農山漁村地域整備交付金にかかる花粉発生源植替え実施した林分について、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとするが、これに従わない場合、交付を受けた交付金相当額を返還すること。
- (13) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (14) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (15) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (16) 実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (17) 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、要綱に定める様式によりその金額（前記(15)により減額した場合にあっては、その額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに（職名）に報告するとともに、（職名）からの通知を受けて、これを返還しなければならない。
- (18) 広葉樹造林に係る補助率を適用した補助金の交付を受けた者が、広葉樹を造林しなかった場合は、速やかに（職名）にその旨を届け出るとともに、交付を受けた補助金と広葉樹造林を行わない補助率による補助金の差額に相当する額を返還すること。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

番 号
(元号) 年 月 日

職氏名 様

事業主体 住所
氏名

(元号) 年度鳥取県造林事業完了届（第 回目）（予算区分）

(元号) 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業が完了したので、
鳥取県造林事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

補助金等の名称	
着手年月日	(元号) 年 月 日
完了年月日	(元号) 年 月 日

様式第 1 5 号（第 1 5 条関係）

番 号
（元号） 年 月 日

事業主体
（代理人）氏 名 様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県造林事業費補助金の概算払について（通知）

（元号） 年 月 日付第 号で交付決定をしたこの補助金について、下記のとおり概算払しますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号）第 1 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金概算払額等

（単位：円）

交付決定額	既概算払額	今回概算払額	概算払額計	残額

2 概算払の時期

（元号） 年 月 日

様式第 16 号（第 5 条関係）

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日
 開設する者：
 森林の所在地
 施工延長

区分	チェック項目	申請者
路線計画	基本事項	☐
	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。	
	② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。	
	③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。	
	④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。	
	⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。	
	⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。	
	⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。	
	⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。	
	⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。	
	⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。	
	⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。	
	⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	
	員幅	☐
	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	☐
	縦断勾配	
	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。	
	② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。	
	③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。（クローラ式の林業機械等が通行する路線及び区間については、指針の目安を超えた勾配とすることも可能）	☐
	④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。	
	排水施設	
	① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。	
	② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。	
	③ 排水溝は、原則として開きよとする。	
	④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。	
	⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。	
	⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。	
	⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。	
	⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する、植生マットで覆う等の必要な対策をとる。	
	⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。	

施工	切土・盛土	① 土質に応じた施工方法により実施する。	☐
		② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。	
		③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。	
	切土	① 切土高は1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。	☐
		② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。	
		③ 現場条件等によりやむを得ず指針の勾配を超える場合であっても、労働安全衛生規則第356条、第357条の基準を満たしている。	
	盛土	① 複数層に区分し、各層30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。	☐
		② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。	
		③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。	
		④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。	
		⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。	
	曲線部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	☐
	構造物等	① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。	☐
		② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等の対策をとる。	
		③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。	
		④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。	
		⑤ 2 t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工の施行といった対策をとる。	
	伐開	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。	☐
		② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。	
		③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。	
周辺環境への配慮		人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	☐
管理		① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。	☐
		② 森林作業道の管理主体を明確する。	

※申請日には、交付申請日を記載する

※項目に反していない場合はチェックを入れ

「みどりのチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物質調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

6-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和26年法律第249号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、肥料の品質の確保に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

下刈り（4回目以降）施行地状況

項目	内容
施行地	
林班・林小班	
現地確認日	
実施期間	
樹種	
植栽密度	
下刈り実績	
※1 下刈り回数及び実施年を記載	
競争状態	
※1 梢端部が雑草木を上回る「優勢木」の割合を記載（記載例：10本中1本が優勢木） ※2 雑草木の最大高を踏まえた夏以降の優勢木割合見込みも記載	
クズ等の生育の有無	
植栽木平均樹高 (0.5m未満、1.0m未満、1.5m未満、2.0m未満、2.0m以上から選択)	
雑草木タイプ (ササ類、キイチゴ類、ススキ、草本類、竹、その他木本類のいずれか選択)	
雑草木最大高 (年間を通じた最大高を記載)	

注) 4回目以降の下刈りについて補助対象とする場合は以下(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 優勢木(梢端部が雑草木を上回る植栽木)が8割未満の場合。
- (2) 優勢木が8割以上の場合においても、当年中に雑草木に追い越されて優勢木が8割未満となる見込みがある場合。
- (3) 植栽木の幹の変形のもとになる可能性の指摘があるクズ等のつる植物の生育が旺盛な場合。